

事務連絡
令和2年4月7日

各県多面的機能支払交付金担当者様

東北農政局 農村振興部 農地整備課
多面的機能支払推進室長

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる活動等の取扱いについて

日頃より多面的機能支払交付金の推進にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、多面的機能支払交付金の活動組織にあつては、活動計画に基づき、また、今年度の営農に向け、年度始めから活動を実施している組織や活動の準備をされている組織があるかと思えます。

しかしながら、日本各地で新型コロナウイルス感染症が拡大傾向にあり、集団感染も発生しているところです。政府新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が3月19日に公表した、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」では、感染源が分からない患者数が継続的に増加しており、こうした地域が全国に拡大すれば、どこかの地域を発端として、爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながりかねないと判断されたところです。

これらの状況を踏まえ、活動組織の今年度の活動等に当たっては、感染症拡大防止の観点から下記事項についてご留意いただきますようお願いいたします。

なお、下記事項については、貴県を通じて推進組織、市町村及び活動組織へ周知するようお願いいたします。

記

多面的機能支払の共同活動等については、万全の感染症予防対策を講じた上で実施すること。なお、早急に実施が必要な活動等以外は、実施時期をずらす等の対応を行うこと。また、作業実施に当たり、構成員は少しでも体調が悪い場合は参加しないこと。

感染症予防対策例を以下に記載する。

例①：共同活動が原則ではあるが、集合しての作業実施を避けるため、実施期間を決めて、その期間内に構成員各自が担当箇所で作業を実施することも可能。

例②：やむを得ず集合して作業を実施する場合は、一定の間隔を置く等、感染リスクが高くない状況で実施。

※例①及び例②ともに、作業実施に当たっては構成員の合意を得た上での実施、作業実施後の確認について確実にを行うことが必要。